

「上山城」からのたより 厳寒・第69便

「表現の自由」

皆さんは犬養毅という人物をご存知でしょうか？犬養は明治・大正・昭和と活躍した政治家で、一九三一年（昭和六年）二月に第二九代内閣総理大臣に就任します。しかし、翌年の五月一日、犬養の政策（日中関係の融和）に不満を抱く陸海軍の青年将校の襲撃（「五・一五事件」）を受け負傷し、そのまま帰らぬ人となりました。そして、犬養暗殺以降、「憲政の常道」選挙で最多の議席を獲得した政党が政権を担当すること（無視され、政権は軍部が掌握し、そのまま戦争へと突き進んでいきます。つまり、犬養の死は、自分にとって都合な考えを抱く人間は力で捻じ伏せればよい、そんな「表現の自由」を完全否定する時代の幕開けを象徴する出来事だったといえるのです。

さて、そのような恐るべき時代はとうの昔に終焉を迎えた（日本国憲法で「表現の自由」が保障されていますし）はずなのですが、なぜか、その名残が今の世にも残っているような気がします。昨年十二月、具体名は差し控えさせてもらいますが、とある地方の伝統行事保存団体（その中の一部の人達が、その伝統行事に触れた演劇の公演を予定



【写真】「犬養毅口述 景氣力不景氣力 犬浦義か・浜口か、山浦買一（編）、誠文堂（発）、1930年」

していた大学生団体に対し、その伝統行事を「小バカ」にする劇なのではと妄想を抱き、その結果、演劇内容の変更を迫るという時代錯誤も甚だしいトンデモナイ事件が起きていたことを小耳に挟みました。筆者としては、その伝統行事保存団体（繰り返しますが、その中の一部の人達）に対して、「日本国憲法をご存知ですか？」、さらに、「学生の演劇によって崩れてしまうほど、あなた方が守り抜いてきた伝統行事の権威・イメージは脆いのですか？」と問いたいです。

皆さんも、なにやら根拠不明の特権意識（縄張り意識とも言いますが）をもって「表現の自由」を侵害したり、または、侵害されたりしていませんか？もしも侵害されてしまった場合は、某国の脅しに屈せず、とある映画の公開に踏み切ったアメリカの映画製作会社、さらに、過激派の襲撃を受けながらも即座に操業を再開させたフランスの新聞社のように毅然とした態度で応じるべきと考えます。

先人達が大きな苦難を乗り越え、ようやく手に入れた「表現の自由」の恩恵により生かされている一人の人間として、今回はこのような一文を記させていただきました。最後までお読みいただきありがとうございます。

公益財団法人上山城郷土資料館

学芸員 長南伸治

【常設展示室より】2月2日より、温泉コーナーに「湯桶図」「旧相模屋資料」を展示しています。